

須坂市工事成績評定要綱

須坂市工事成績評定要綱（平成6年告示第25号）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、市が行う請負契約による建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、公正かつ的確な評定を行い、もって建設工事の品質確保と建設企業の技術力向上に資することを目的とする。

（評定の範囲）

第2 評定の範囲は、1件の請負金額が500万円以上の建設工事とする。

（評定者）

第3 工事の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) しゅん工検査職員（須坂市財務規則（平成2年規則第6号。以下「規則」という。）第131条第1項第1号の規定により、しゅん工検査を行った職員をいう。以下同じ。）

(2) 中間検査職員（規則第131条第1項第2号及び第3号により、中間検査を行った職員をいう。以下同じ。）

(3) 主務課長

(4) 工事担当係長（規則第130条に規定する監督職員（以下「監督職員」という。）の係長をいう。以下同じ。）

(5) 監督職員

（評定の方法）

第4 評定者は、工事ごとに監督又は検査により確認した事項に基づき、独立して公正かつ公平に評定するものとする。

2 評定は、工事成績評定表（様式第1号。以下「評定表」という。）によるものとする。

（工事評定点）

第5 工事評定点は、評定表の法令遵守等の考査項目の点数を除き、評定者ごとの評定点に次に掲げる配分率を乗じて求めた点数の合計点数とし、四捨五入により整数として表示する。ただし、中間検査を行わなかった場合のしゅん工検査職員の配分率は0.4とする。

評定者	しゅん工検査職員	中間検査職員	主務課長	工事担当係長及び監督職員
配分率	0.2	0.2	0.2	0.4

2 評定における、項目別評定点は、別表のとおりとする。

3 前項の規定による評定点から評定表の法令遵守等の考査項目の点数を減じた点数を評定点合計とする。

(工事成績の判定)

第6 工事成績の判定は、第5の規定による評定点合計をもって、次の基準により判定するものとする。

判定	工事評定点
A 優良	80点以上
B 良好	75点以上80点未満
C 普通	65点以上75点未満
D やや不良	60点以上65点未満
E 不良	60点未満

(評定の時期及び評定者)

第7 しゅん工検査時の評定は、対象工事がしゅん工検査に合格後、速やかに実施するものとする。

2 中間検査職員による評定は、中間検査を行った都度、速やかに実施するものとする。

3 評定の順序及び評定者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1次評定 監督職員
- (2) 第2次評定 工事担当係長
- (3) 第3次評定 主務課長
- (4) 第4次評定 しゅん工検査職員

(評定結果の措置)

第8 評定点合計が60点未満であった工事は、須坂市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成6年告示第27号）別表第1に規定する粗雑工事とみなし、同要綱の規定に基づき措置するものとする。

(評定表の提出等)

第9 財政課長は、毎月評定表を取りまとめ、須坂市建設工事等入札制度合理化対策要綱（平成4年告示第181号）第16に規定する建設工事等指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第10 市長は、評定が完了した場合は、遅滞なく当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(評定の修正)

第11 市長は、第10の規定により通知した後、^{かし}瑕疵が判明した場合その他の事由により評定を修正する必要があると認められる場合は、各評定者に評定を修正させなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項による通知を行う場合は、委員会に意見を求めることができるものとする。

(説明請求等)

第12 第10又は第11第2項の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（須坂市の休日を定める条例（平成元年条例第27号）第1条第1項各号に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、市長に対し、書面により評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、評定表を審議の上、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に工事成績評定に係る説明書（様式第3号）により回答するものとする。

3 市長は、前項による回答を行う場合は、委員会に意見を求めることができるものとする。

4 前項の規定により、委員会に意見を求める場合は、第2項の規定にかかわらず、書面を受理した日の翌日から起算して15日（休日を除く。）以内に回答するものとする。

(再説明請求等)

第13 第12第2項の工事成績評定にかかる回答を受けた者は、回答を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、市長に対し、書面により再説明を求めることができる。

2 市長は、前項による再説明を求められたときは、工事成績評定に係る再説明書（様式第4号）により回答するものとする。

3 市長は、前項による回答を行う場合は、委員会の審査を経なければならない。

(評定結果の公表)

第14 第10により評定結果を通知したときは、総務部財政課の所定の閲覧場所において工事成績評定結果通知書の写しを遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

3 第1項の規定は、第11の規定により評定を修正した場合並びに第12及び第13の規定により回答した場合について準用する。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の須坂市工事成績評定要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約に係る建設工事の評定について適用し、施行の日前に締結した契約に係る建設工事の評定については、なお従前の例による。